

## 千葉県水産振興審議会について

### 1 位置付け

千葉県行政組織条例（以下「条例」）第 28 条により定められた附属機関で、平成 25 年に設置されました。

### 2 担任する事務（条例第 28 条）

水産資源の維持及び増大、水産物の加工、流通及び販売並びに海面の利用の調整に関する事項その他の水産業の振興に関する重要事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

### 3 委員構成（条例第 29 条）

- ア 市町村長 (2 名)
- イ 水産関係団体を代表する者 (5 名)
- ウ 学識経験を有する者 (3 名)

計 10 名

※このほか、部会で審議していただく臨時委員を委嘱します。

### 4 任期（条例第 29 条） 2 年

### 5 部会の設置（条例第 33 条） 部会を設置し、専門的な案件を審議

- ア 栽培漁業・資源管理部会：栽培漁業基本計画及び毎年度の実施計画、資源管理型漁業に関わる事業実施計画に関すること
- イ 生産・販売流通部会：漁業生産基盤、水産物の加工・販売流通に関すること
- ウ 海面利用調整部会：漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関すること

### 6 会議の公開（千葉県情報公開条例第 27 条の 3）

本審議会は、千葉県情報公開条例の規定により非公開とする場合を除き公開するものとされています。会議の結果は千葉県ホームページに掲載されます。